

てんてん加盟店登録規約

第1条(本規約)

一般社団法人てんてん(以下「当社」とします)は、墨田区内の店舗・企業等をてんてん加盟店(以下「会員」とします)として結びつけることで墨田区内の発展を目的とし、会員に別途規定した各利用規約に基づきサービスを提供する等、運営活動するにあたり、以下の通り加盟規約(以下「本規約」とします)を定めます。

第2条(本規約への同意)

会員は、本規約に同意頂いた上で、会員登録を行うものとします。

第3条(本規約の変更)

当社は、必要と判断した際に、会員の承諾なしに本規約の変更ができるものとします。

本規約の変更は、オンラインまたは当社が別途定める方法で随時会員に公表します。

変更後の本規約は、当社が公表した時点から効力を生じるものとします。

第4条(会員登録)

当社所定の申込用紙を記入し当社事務局に提出してもらいます。申込書受領後、請求書を発行致しますので会費をお振り込みください。会費が振り込まれた時点から会員となります。

ただし当社は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、会員登録を拒否することができるものとします。当社は、会員登録を拒否した場合、その理由を開示しません。

1. 本規約に違反するおそれ、または違反があると当社が判断した場合
2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力、共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力(加盟後に判明した場合は、即日、解約になります)
3. 当社に提供された登録情報の全部、または一部に虚偽や重大な誤記、記載漏れなどがある場合
4. その他、理由の如何をとわず、当社が会員登録を適当でないと判断した場合

第5条(登録情報の変更)

会員は、自己の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項の連絡をするものとします。

当社は、内容変更の届出があった場合には、当該届出に従って登録内容を変更するものとします。

届出がなかったことで、会員が何らかの不利益を被った場合、当社は一切その責任を負いません。

第6条(登録の取り消し、削除)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該会員に事前に通知を行うことなく、会員登録を一時停止し、または退会処分とすることができるものとします。

1. 本規約に違反した場合

2. 当社に提供された登録情報の全部または一部に虚偽、重要な誤記、記載漏れが判明した場合
3. 当社の運営を妨害した場合
4. 反社会的勢力であるか、もしくはそうした勢力と関係がある、もしくは過去に関係があった場合
5. 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、本規約を継続することによって当社の信用が害されるおそれがある場合
6. その他、当社が会員として不相当と判断した場合

第7条(会費)

1. 入会金 10,000 円
2. 月会費 2,000 円(途中加盟の場合は一般社団法人てんてん事務局と相談)
3. 月会費は毎年 3 月～2 月までを 1 年とし1年分お支払いいただきます

第8条(解約について)

3 か月前までに事務局にご連絡下さい。途中解約に伴う会費の返還はございません。

第9条(免責について)

1. 会員と他の会員との間の紛争及びトラブルについて、当社は一切責任を負わないものとします。会員と他の会員でトラブルになった場合でも、当

該会員同士の責任で解決するものとし、当社には一切の請求をしないもの
とします。

2. 会員が、当社の運営活動を利用するに際して、第三者との間で紛争及
びトラブルが生じた場合、当該会員は、自己の費用と責任において、かか
る損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、当社には一切の損害
を与えないものとしします。

3. 会員の行為により、第三者から当社が損害賠償等を請求された場合に
は、会員の費用と責任で、これを解決するものとしします。当社が当該第三
者に対して、損害賠償金を支払った場合には、会員は当社に対して、当該
損害賠償金を含む一切の費用を支払うものとしします。

第10条(権利譲渡の禁止)

会員は、本規約上の地位及び本規約に基づく権利又は義務の全部又は
一部を第三者に譲渡してはならないものとしします。

第11条(当社への連絡)

当社の運営活動等に関する会員の当社への御連絡・お問い合わせは、当
社のホームページ上に記載されております電話番号への御電話か、FAX
番号へのFAX文書、あるいは当社が別途指定する方法にて行うものと
します。

第12条(個人情報)

当社は、会員の個人情報を別途オンライン上に掲示する「プライバシーポ
リシー」に基づき、適切に取り扱うものとしします。